

第27回芦屋市入札監視委員会議事概要  
(様式第2号)

第27回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成25年11月16日(土) 10:00~12:00
場 所	南館4階 第1委員会室
出席者	委員長 阪口 徳雄 委員長代理 小島 幸保 委員 富田 智和  事務局 岡本副市長 佐藤総務部長 田嶋契約検査課長 高松総務部主幹(検査担当課長) 契約検査課職員
事務局	総務部契約検査課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人(一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

- ① 入札・契約手続の運用状況等の報告(平成25年度上半期執行分)
- ② 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(平成25年度上半期執行分)
- ③ 随意契約サンプリング調査結果報告(平成25年度第1四半期・第2四半期調査分)
- ④ その他
  - ・ 最低制限価格の公表時期について
  - ・ 建築工事の発注について

2 提出資料

- 資料(1) ア 入札状況及び随意契約内容一覧表 平成25年度上半期  
(平成25年4月1日~平成25年9月30日)  
イ 契約検査課所管公共工事入札状況 参加業者・落札業者区分別一覧表  
ウ 契約検査課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表  
①~⑤抽出事案関係書類(写し)
- 資料(2) 競争入札に係る指名競争入札等の措置基準適用状況一覧表  
(平成25年度上半期分)
- 資料(3) 随意契約サンプリング調査結果報告【第1・2四半期】
- 資料(4) 最低制限価格の公表時期について
- 資料 2 建築工事の発注について

(1) 入札・契約手続の運用状況等の報告（平成25年度上半期執行分）

【条件付一般競争入札・・・工事 7件】

（事務局）

「芦屋市翠ヶ丘町5番住宅及び23番住宅（西棟）建替工事」を建設共同企業体（以下「JV」という。）による発注としましたが応募のあった8JVすべてが入札辞退となりました。

（質疑・意見）

大規模工事なのになぜ入札中止となったのですか。その後の発注はどうしましたか。

（事務局）

応募業者に聞き取りしたところ予定価格と実行予算との乖離、技術者不足、自己都合によるものでした。「5番住宅」・「23番住宅」を個別に発注しましたが「23番住宅」は応募者がありませんでした。

（質疑・意見）

「5番住宅」は最低制限価格で落札されたということは「23番住宅」にリスクがあると考えられます。

（事務局）

「23番住宅」については接道・敷地形状から重機搬入等に難があると聞いています。

（質疑・意見）

大規模工事の入札中止はこれまでにありましたか？

（事務局）

最近見受けられません。通常の指名競争入札で落札されなかった案件の2回目として公募型指名競争入札を行うことがあります。

「芦屋市庁舎南館空調設備改修工事」は仮契約を締結しましたが、北陸新幹線の談合報道に仮契約者名があり、同者からの辞退届により仮契約を解除しました。再度公告については、工事内容から冷暖房中間期を含む工程が取れないため次年度再発注となりました。この報道から推測すると設備関係では談合がまだあるように思われます。

【条件付一般競争入札・・・物品購入 1件】

（事務局）

消防救急デジタル無線設備整備事業 無線機器購入（予定価格・最低制限価格は物件発注のため非公表）は3者による入札を行いました。

【公募型指名競争入札・・・工事 9件】

（事務局）

入札中止は3件あり、応募者不足によるもの1件、他は応募がありませんでした。

プラント関係の工事では「芦屋下水処理場ドライ化設備工事」および「芦屋下水処理場5池水処理設備工事」土木工事では「水道橋長寿命化修繕工事」応募1者で入札が成立せず、再度の公表を行ったところ複数の応募があり入札が成立し、契約を交わしました。

（質疑・意見）

プラント関係は施設建設時の施工者以外の応募がないのが通例のようですが、芦屋市ではどうですか。

（事務局）

「芦屋下水処理場ドライ化設備工事」は建設時の施工者です。

プラント関係の工事はこれまで施設建設時の請負者と随意契約としてきましたが数年前から不透明といわれる単者との随意契約を避けるために入札を基本としています。1者のみの応募で入札中止となり工事の遅れが生じることがあります。

(質疑・意見)

随意契約しても良い案件です。

過去2～3年参加者不足により入札不成立が生じているプラント関係については施設建設時の請負者と随意契約をするというガイドラインを作ればいかがですか？

プラントや電気関係など、後にメンテナンスが必要になる工事は最初に本体工事を施工した受注者が有利になります。

談合しているというわけではありませんが、結果的には施設建設を請負った者が受注できるという利を得る点は否めません。

このような件はどの自治体でも困っている案件でしょう。形だけを求めても仕方ないのではと思います。関西のある府県では初めから随意契約で値引き交渉した方が安くなると考えています。

(事務局)

前述のように芦屋市の場合では、不透明さをなくすため入札をしています。

(質疑・意見)

入札成立とならない案件を形だけ整えても仕方ありません。

工事の入札不成立は、材料不足・職人不足が今の時世では考えられ、その結果、特需のある東北へ流れてしまいます。

**【公募型指名競争入札・・・その他業務委託 1件】 概要説明のみ質疑なし**

**【指名競争入札・・・工事 59件】**

**【指名競争入札・・・設計等業務委託 4件】**

**【指名競争入札・・・その他業務委託 61件】**

**【随意契約・・・工事 6件】**

**【随意契約・・・設計等業務委託 3件】**

**【随意契約・・・その他業務委託 27件】**

**【工事入札状況 参加業者・落札業者の状況】**

(1) 市内・市外別落札率について

(事務局)

市内業者の落札率は少し上がっています。最低制限価格を引き上げたためと考えられます。これまで最低制限価格の設定を独自方式で算出していましたが、兵庫県と同じ計算式を用いたため全体的に上がっていると考えています。

(2) 予定価格別

(事務局)

同様に落札率は上がっています。

(質疑・意見)

国土交通省の指針で上げたのですか？

(事務局)

一般管理費を以前は30%だったものを55%に上げました。

(質疑・意見)

それに沿うとどこの自治体でも落札率は上がります。

(事務局)

芦屋市は最低制限価格を70～90%としていましたが、建築工事を同じ式に合わせると90%を超えることがあり、その場合は90%とします。そうすると10%の幅でしか入札の枠がないということになります。それを最低制限価格と言えるのかという論議になっています

(質疑・意見)

市内・市外別の落札率で市内業者が落札した場合の落札率はかなり下がっています。他は上がっているのにどういう現象でしょうか？

(事務局)

2件のうち1件が電気工事で落札率が低いものがあり表の作成の統計上低くなったものです。

## 【抽出案件】

条件付一般競争入札（建築工事）

### ①芦屋市立宮川小学校プール棟新築工事

(事務局)

既存プールの解体と鉄筋コンクリート2階建てプール棟新築です。建築・電気・機械一括発注案件です。入札参加資格は特定建設業を持っている者です。Aランクの業者に参加資格があります。8者から参加申請があり、全8者認定しました。入札時6者が辞退し、2者で入札となりました。

(質疑・意見)

辞退理由はこういったものですか？

(事務局)

積算金額が合わないという理由が3者、配置予定技術者が配置できないという理由が3者です。積算金額が合わないという理由については、公表段階ではおおよその工事規模のみ提示しています。参加・認定した業者に詳細の設計資料を提示します。

(質疑・意見)

先程の入札不成立案件と辞退理由は同じです。大体の辞退理由はこの2つですか？

(事務局)

業者からの聞き取りによると、消費税率が上がることによって民間建築物等の受注増で、労務単価が上がり職人不足により更に労務単価が上がっているというそうです。

公募型指名競争入札（建築工事）

### ②岸ノ郷橋長寿命化修繕工事

(事務局)

土木工事の公募型指名競争入札です。入札参加資格は土木工事の許可を得ていること、国・地方公共団体の実績を持っているものです。契約金額は約410万円です。予定価格は412万円、落札率は99.5%です。入札経緯は、2者から参加申請があり、参加資格条件を確認した上で指名決定し落札されました。平成24年度以降、橋梁の長寿命化として国庫補助金が付くことから近隣

自治体においても発注が活発になっています。施工が渇水時期に集中しその専門性から橋梁を得意とする業者が受注しているので技術者不足が懸念されます。

(質疑・意見)

補助金が国から出るので発注量が増えているわけですね。

(事務局)

恐らく東日本大震災の際、交通手段が遮断されたことによると思われます。

(質疑・意見)

南海沖地震の対策もあります。

(事務局)

芦屋市はスケールが小さいためなかなか業者が寄り付いてもらえません。

## 指名競争入札

### ③市内一円公益灯補修工事

(事務局)

街灯補修のための電気工事です。それをもとにかかる工種は約100種類ですがその中の一工種を標準で入札を行い、それをもとにその他の工種単価が算定されます。Dランクの業者で指名競争入札を行いました。選定理由は、県内の電気登録業者、同種工事の実績が確認できたもの、芦屋市・神戸市・尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市に本社または契約締結権を有するものです。市内公益灯補修工事ですので、すぐに駆けつける必要があるためにエリア要件をかけています。

(質疑・意見)

年間平均でどのぐらいの金額ですか？

(事務局)

半年の発注予定金額で1,000万円程度です。市内業者でなければ、難しい金額だと思います。

(質疑・意見)

電球換えだけなら自治会に委託した方がいいでしょう。

(事務局)

他市では自治会で設置・維持管理しています。芦屋市は全て市が行っています。

作業が高所のため、高所作業車を使ったり、ガードマンを派遣したりということも含んでいます。

### ④市立山手小学校体育館棟便所改修工事

(事務局)

トイレ内部改修、便器全てを洋式、床仕上げを乾式とする工事です。Eランク工事で指名業者は全て市内業者です。選定理由は、D・Eランク業者から希望順位を勘案し7者を指名しました。2者が応札し、5者は辞退となりその理由は、金額が折り合わない・自己都合というものでした。夏休み期間中の限定もあり、消費税特需や他の学校の工事などで折り合いがつかなかったのかと考えています。

(質疑・意見)

最低制限価格は予定価格の90%程度ですか？

(事務局)

はい。

(質疑・意見)

なぜ、便所改修工事は落札率が高いのか、その要因は何か推測できますか？

(事務局)

便所改修は限られた空間の中で多工種の人員配置が必要になり、その狭い施工範囲から少作業であることから人的ロスが多く、通常以上の材料ロスが発生する点から業者サイドにおける積算額が高くなるのが要因と推測されます。

## (2) 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告（平成25年度上半期執行分）

(事務局)

平成25年度上半期で4件指名停止を行いました。芦屋市に直接かかるものとして2件「兵庫県の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の違反行為で指名停止を行いましたが、不起訴になったため後日指名停止を解除しました。他1件は落札したにもかかわらず、正当な理由なく芦屋市と契約を締結しなかった者に対して12ヶ月の指名停止をしています。

(質疑・意見)

なぜ契約できなかったのですか？

(事務局)

仕様書の読み間違いです。業者側の内部伝達ミスがあり外国語翻訳が対応できなかったとのことで契約辞退の申し出があったためです。契約検査課での執行案件ではなく、広報国際交流課で見積もり合わせをした案件です。

## (3) 随意契約サンプリング調査結果報告（平成25年度第1四半期・第2四半期調査分）

## (4) その他 最低制限価格の公表時期について

(事務局)

芦屋市の工事については、最低制限価格・予定価格を事前公表しています。業務委託は、最低制限価格・予定価格共に非公表です。最低制限価格は事後公表が主流になっており、国土交通省・兵庫県・神戸市に続き尼崎市・西宮市も事後公表へ切り替えています。伊丹市・三田市・川西市・猪名川町は、予定価格は事前公表ですが、最低制限価格は事後公表です。芦屋市も当委員会で予定価格・最低制限価格の公表時期の審議を継続的にしていますが、昨年9月議会で議員より「そろそろ国にあわせるべきではないか」という話がありました。業者側からも公表された最低制限価格で数社が並びくじ引きにより決定されることにモチベーション低下があると聞き及んでいます。平成26年1月頃を目処に、最低制限価格を事後公表へ切り替えを考えています。

(質疑・意見)

事後公表にすると最低制限価格を探りに来る業者が出てくると思いますが、それにどう対処するかという問題です。

(事務局)

前回より当委員会で審議をしておりましたので、工事担当課長に聞き取りをすると約3分の1は「不安を覚える」という答えでした。コンプライアンス・職員倫理の研修を重ねて、事後公表に切

り替えていけたらと考えています。職員個々の意識付けという位置づけから、芦屋市も最低制限価格を事後公表に移行するべきかと考えています。最低制限価格を事後公表するための対策・周知としては、副市長を筆頭にした入札契約制度検討委員会、建設部局では事務処理検討委員会で周知を図り、危機対応研修をする予定です。市内業者へは建設協同組合へ通知、ホームページへの掲載にて周知を図っていきたいと考えています。最低制限価格を探りに来るのは業者だけではなく、暴力団もありえますので兵庫県警暴力団対策課に講師を依頼し、職員対象とした研修を行う予定です。西宮市は事後公表するに当たり、指名停止基準に「職員に対し不当に情報提供要求等を行った場合」などを含んでいます。芦屋市も入札契約制度検討委員会で審議する予定です。全国で贈収賄は年間20件ほど、地方公共団体の汚職事件は100件を超えています。大半は横領です。芦屋市は平成12年度助役が逮捕された事件より、透明性・公平性をかけ事前公表していましたがそろそろ国や県に沿うのが妥当な時期に来たと考えています。

(質疑・意見)

最低制限価格の算出に生駒市では入札当日の気温、湿度、気圧を使って算出するため、想定困難だそうです。他にランダム係数等を使っている自治体はありませんか？

(事務局)

兵庫県がランダム係数等の方法を取り入れるそうです。

宝塚市は変動型を導入しています。宝塚市も以前に逮捕者が出たため、最低制限価格・予定価格共に事前公表を事後公表に変える考えはないようです。

最低制限価格の計算方法をホームページに掲載しています。

(質疑・意見)

事後公表への流れは仕方のないことです。

ランダム係数を用いると最低制限価格を想定しても、失格者が増えてしまいます。本当は最低制限価格ぎりぎりでも落札したいが、失格になってしまうケースが多いです。職員倫理の研修等も大事でしょう。

(事務局)

決裁においても最低制限価格に触れる職員を限定するようにしたいと考えています。しかし担当課は積算していますので、最低制限価格は知り得なくてもその元になる価格を知っています。ホームページの計算式で答えを導くことは可能でしょう。

(質疑・意見)

計算上の最低制限価格ではなく、入札上の最低制限価格は副市長のみしか知らないという風に限定すべきでしょう。そして誰が決定しているかは一切公表しないことでしょう。

(事務局)

入札中止が多いというご指摘がありましたが、最低制限価格を事後公表した場合、全者が最低制限価格より少額で応札されると入札中止になってしまいます。

## (5) その他（建築工事の発注について）

(事務局)

市内業者の辞退率がかなり多い状況です。辞退数が多く、2・3者のみの応札の場合があります。辞退理由は自己都合や予算オーバーなどです。建設業組合に聞き取りすると、建築工事は民間からの発注もありますのでというお話もありました。辞退数が多く、入札執行率が下がっています。こ

の現状をふまえて、県内業者を含めた発注をするべきかと考えています。市内業者は土木・舗装・造園・建築等工事で3,000万円未満の工事で市内優遇措置を取っています。その場合建築工事は、入札が成立しない場合が起こりえます。県内業者を含めた入札を行い、入札の成立を確保していきたいと考えています。

(質疑・意見)

これだけ辞退が多いのであれば、県内業者を含めた入札にすることを予告して導入せざるをえないでしょう。入札が成立しないようでは仕方ないでしょう。